

○彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱

(平成 28 年 7 月 1 日告示第 182 号)

改正 平成 29 年 6 月 5 日告示第 158 号 令和 2 年 9 月 24 日告示第 209 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条の規定に基づき策定した彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の基本目標に係る施策の評価および検証を行うため、彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定および変更に関すること。
- (2) 総合戦略の成果の検証に関すること。
- (3) その他人口減少対策および地域活性化に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 産業団体関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者
- (6) メディア関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

(書面会議)

第7条 会議は、会長が災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、書面により行うことができる。

- 2 前項の規定による会議は、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 委員から意見を徴するための会議 意見を徴する事項および意見の申出の締切りの日をあらかじめ委員に通知し、委員が書面により意見を申し出る方法
 - (2) 議事を決するための会議 議決を要する事項および議決日をあらかじめ委員に通知し、委員が書面により表決する方法
- 3 前項の場合において、意見の申出の締切りの日または議決日を会議の開催日と、書面の提出があった委員を出席委員とみなす。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

- 1 この告示は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

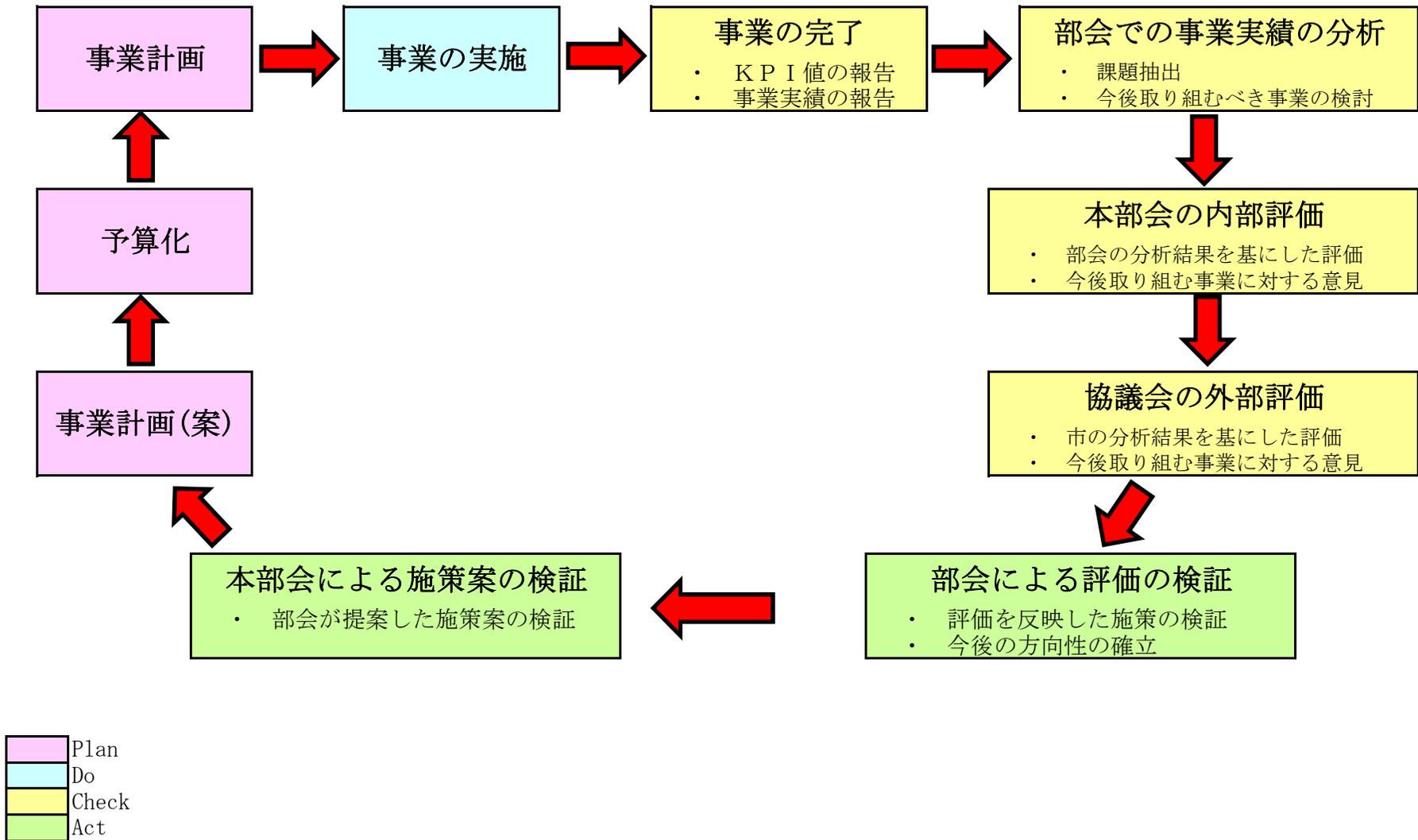
付 則(平成29年6月5日告示第158号)

この告示は、平成29年6月5日から施行し、改正後の彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則(令和2年9月24日告示第209号)

この告示は、令和2年9月24日から施行する。

総合戦略に係るP D C Aサイクルについて



令和4年度のスケジュールについて

- 8月5日 第1回 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会
・ 令和3年度施策の評価について
- 8月下旬 第1回協議会の結果をホームページで公表
- 10月～11月 第2回 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会
・ 次年度以降の体制について
- 1月下旬 総合戦略の見直し作業
・ 令和3年度評価および令和5年度予算内示を受け、「Ⅳ 各施策と主な取組」の記載内容について、見直し・訂正を行う。
- 2月中旬 令和5年度当初予算(案)の発表
- 2月下旬 議案の上程
- 3月下旬 令和4年度改訂版総合戦略の公表
・ 外部評価を基に内部で検討した今後の取組方針の報告